

第2章 孤立死防止に向けた基本的な考え方と見守り活動の課題

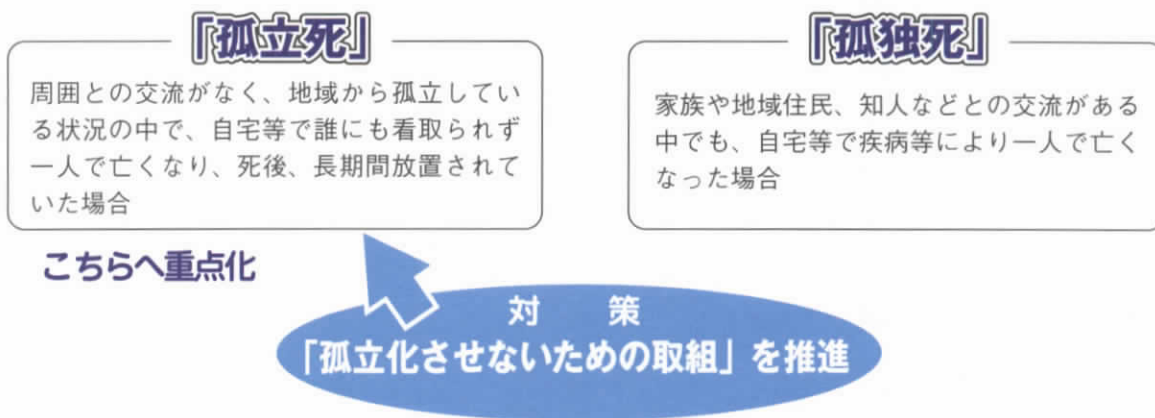
1 孤立死と孤独死の定義について

一人暮らしの高齢者などが自宅等において亡くなり、死後長期間経過してから発見される事案が、近年、新聞紙上等に数多く取り上げられている。このような死は、本人の尊厳を損ねるとともに、親族や近隣住民に与える精神的・経済的な影響が大きいことが問題となっている。

いわゆる「孤立死」や「孤独死」という表現がマスコミ等で用いられている例が多いが、これらについての明確な定義はない。

一般的に「孤独死」とは、普段は家族や地域住民、見守り関係者などとの交流がある中でも、自宅などで疾病等により一人で亡くなった場合に用いられるケースが多く、一方、「孤立死」は、普段から周囲との交流がなく、社会や地域から孤立している状況の中で、自宅などで誰にも看取られず一人で亡くなり、死後、長期間放置されていた場合に用いられるケースが多い。

このため、札幌市としては、高齢者への見守り活動などの取組によって防止すべきものは、「孤立死」であるとの考えのもとに、従来からこの言葉を使用しており、今後も使用していくこととする。



2 孤立死防止に向けた基本方向

(1) 孤立化させないための取組

できるだけ孤立する状況を作らないための取組が重要である。こうした取組としては、**1)** 住民組織やマンション管理組合などへの孤立死防止に向けた普及啓発活動をはじめ、**2)** 見守り活動として、町内会や福祉のまち推進センター（以下「福まち」という）が行う取組のほか民生委員による一人暮らし高齢者への巡回相談、老人クラブ等が行う友愛訪問などがある。また、**3)** 仲間づくり・居場所づくりの観点からは、社会福祉協議会が行っている「ふれあい・いきいきサロン」や各種サロン活動の取組などがあり、その他には**4)** 公的なサービスを中心とした各種保健福祉サービス（例えば介護保険による介護予防事業等を利用）の提供や**5)** 地域ボラ

ンティアをはじめとした社会参加の機会創出などもある。孤立死防止に向けては、このようなさまざまな取組を複合的・重層的に利用・活用してもらうことが効果的と考えられる。

(2) 孤立死に至らせないための取組

一人暮らしの高齢者等が自宅等で誰にも看取られず亡くなることを完全に防止することは困難である。しかしながら、上記の取組を複合的・重層的に講じることで、万一、高齢者等が一人で亡くなるケースが発生した場合でも速やかに発見されるなど、結果として孤立死を防ぐことが期待できる。

3 高齢者に対する見守り活動の課題

■ 社会環境の変化に伴う課題

- ・ 高齢者が急速に増加したことで、町内会や民生委員などによるこれまでの活動だけでは、十分な見守り活動を行うことができなくなってきた。
- ・ 近所付き合いが少なくなるなど地域コミュニティの機能が低下してきたため、見守る対象となる高齢者を見つけ出すことが困難になっている。
- ・ 自ら窮状を訴えたり、地域活動などへ参加する者が少なくなるなど、支援や他者とのかわりを望まない高齢者が増え、対応が難しくなっている。

<解決の視点>

- ⇒
- 1) 見守る側の負担を軽減する方法の検討が必要
 - 2) 複合的・重層的なアプローチにより見守りの目のすきまを少なく
 - 3) 高齢者が受け入れやすいさりげない見守りといった視点が重要

■ 個人情報保護に伴う課題

- ・ 個人情報の保護についての慎重な取扱いが社会的に求められている中で、個人のプライバシーに関する住民の意識の高まりなどを背景として、見守りや支援が必要な高齢者の情報や実態の把握をすることが難しくなっている。

<解決の視点>

- ⇒ 個人情報の収集・管理方法のルールづくりとそれに対する市民的合意が必要

■ 見守りを実施している主体間の連携の課題

- ・ 既に多くの地域団体や関係機関において、見守り・安否確認の取組を実施しているが、地域で一体となった活動となっている例がまだ少なく、情報もそれぞれ独自に管理している場合が多い。
- ・ また、各団体が独自に取得・保有する個々の高齢者の情報を、見守りとその連携を行う地域住民や関係機関などの団体間で共有することが難しい。

<解決の視点>

- ⇒ 地域の情報を地域団体や関係機関で共有する仕組みが必要

4 高齢者に対する主な見守り・安否確認等の方法

高齢者に対する主な見守り・安否確認等の方法を高齢者の「見守り等の支援の必要性」とその「(各種サービスの) 利用意向の有無」により4分類し、その区分に応じて、どのような見守り・安否確認の方法があるのか整理すると以下のとおりである。

具体的には、**I**は「見守り等の支援は必要ないが、自分の居場所(仲間づくり)を積極的に求めたり、各種サービスを積極的に利用する高齢者」、**II**は「見守り等の支援が必要であり、自分の居場所(仲間づくり)を積極的に求めたり、各種サービスを積極的に利用する高齢者」、**III**は「見守り等の支援は必要なく、閉じこもりがちであり、各種サービスの利用もない高齢者」、**IV**は「見守り等の支援が必要であるが、各種サービスの利用が全くない高齢者」と区分される。

この分類の中で、**IV**の「見守り等の支援が必要であるが、各種サービスの利用が全くない高齢者」に対しては、自発的なサービス等の利用が期待できないことから、さりげない見守り・安否確認が効果的な取組となることが見えてくる。

状況に応じた高齢者の見守り・安否確認等の方法

I 支援は必要ないが、利用意向のある高齢者

- 老人クラブへの参加
- 地域行事への参加
- 区民センター・老人福祉センター等のサークル・講座への参加
- ふれあい・いきいきサロンやシニアサロン等への参加
- 民間事業者による見守り・安否確認のサービス(有料等)
- ボランティアの利用 など

II 支援が必要であり、利用意向もある高齢者

- 訪問介護等のサービスの利用(ケアマネ・サービス提供事業者等)
- 民生委員による訪問
- 老人クラブによる友愛訪問
- 行政による緊急通報システム
- 民間事業者による見守り・安否確認のサービス(有料等)
- 配食サービス
- ボランティアの利用 など

町内会(集合住宅内の取組も含む) 地区福まち・民間事業者等による さりげない見守り・安否確認

- 老人クラブへの参加の呼びかけ
- 地域行事への参加の呼びかけ
- 区民センター・老人福祉センター等のサークル・講座への参加呼びかけ
- ふれあい・いきいきサロンやシニアサロン等への参加呼びかけ など

- 民生委員の訪問
- 行政等による訪問(状況に応じて) など

III 支援の必要がなく、利用意向もない高齢者

IV 支援は必要だが、利用を拒否する高齢者